

会員規則第11条の規定に基づき、会員規則実施要領を次のように定める。

令和2年10月29日

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会
理事長 西原 正

会 員 規 則 実 施 要 領

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）の会員規則の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会申込書及び変更届の提出方法)

第2条 会員規則第4条第1項の「入会申込書」及び同条第3項の「変更届」は、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

2 個人会員については、郵送によりがたい場合は、FAXでの送信によることができる。

(個人会員の退会届の提出方法)

第3条 会員規則第5条第1項の「退会届」(個人会員)は、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

2 郵送によりがたい場合は、FAXでの送信によることができる。

(法人会員の退会届の提出方法)

第4条 会員規則第5条第1項の「退会届」(法人会員)は、「退会届」の用紙を本会事務局から受領して、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

(法人会員の休会届の提出方法)

第5条 会員規則第6条第2項の「休会届」(法人会員)は、「休会届」の用紙を本会事務局から受領して、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

(入会時における会費の納入方法)

第6条 入会時における会員規則第8条第1項の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 個人会員

本会が、「入会申込書」を受領後、送付する「会費納入願」に同封の郵便振替払込用紙(「払込取扱票」)による振込み

(2) 法人会員

本会が、「入会申込書」を受領後、送付する「会費納入願」の「別紙」に記載の本会の銀行口座への振込み

(2年度目以降の会費の納入方法)

第7条 2年度目以降の会員規則第8条第1項の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 個人会員

本会から送付する「会費納入願」に同封の郵便振替払込用紙(「払込取扱票」)による振込み

(2) 法人会員

本会の銀行口座への振込み

(会員の特典)

第8条 会員規則第10条の会員の特典のうち入校式、卒業式及び開校記念祭への招待については、口数にかかわらず、個人会員1人につき又は法人会員1団体につき、それぞれ1枚とする。

2 会員規則第8条第1項の会費を納入していない会員は、会員規則第10条の会員の特典を受けられない。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。